

令和3年度港区児童相談所の運営状況報告について

1 相談受付

(1) 受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談内訳	虐待	84	62	94	74	50	62	69	79	95	59	57	94	879
	養育困難・性格行動	6	10	13	14	16	10	20	17	21	13	9	21	170
	知的障害	16	18	11	11	5	8	7	16	3	9	5	7	116
	非行	4	11	4	1	5	4	10	4	1	1	2	1	48
	その他	6	2	4	1	1	4	2	3	9	1	4	1	38
計		116	103	126	101	77	88	108	119	129	83	77	124	1,251

※知的障害相談は、多くが愛の手帳（療育手帳）の判定に関するものです。

※開設当初（4月）に東京都から引き継いだケース（160件）は含まれていません。

(2) 虐待相談受付後の対応

- ア 同一の建物内に児童相談所と子ども家庭支援センターを併設したメリットを活かし、新規の虐待相談は受付後、児童相談所と子ども家庭支援センターと一緒に全てのケースをリスク評価します。
- イ ケースごとに対応機関を決定し、必要な対応を迅速に開始します。
- ウ 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、弁護士、医師、保健師等が児童の状況に応じてチームを組み、専門性を活かした適切な対応を行います。
- エ 全体会議（援助方針会議）において定期的にケースの対応状況や方針等を確認し、援助終了まで対応を継続します。

2 一時保護

(1) 一時保護及び解除人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
主訴内訳	虐待	5	1	7	7	7	8	3	4	6	1	1	4	54
	養育困難・性格行動		3	4	3	4	4	2	3	5	1	2	2	33
	非行	2	1	2		1		1				1		8
	その他								1					1
保護 計		7	5	13	10	12	12	6	8	11	2	4	6	96
解除 計		6	1	7	11	13	11	7	8	16	4	2	5	91

(2) 児童相談所内一時保護所の定員

12人 (男児4人、女児4人、幼児4人)

(3) 一時保護所での過ごし方

ア 日中は、リビング、食堂、学習室、体育館等で保護所スタッフや他の児童とともに集団で過ごします。

イ 小学生以上の児童は個室で個人の時間を過ごすことができる等、安心できる環境を整えます。

ウ 児童の状況に合わせて、通学、通院、外泊を行うほか、散歩や遠足、スポーツ行事、季節行事等も実施します。

エ 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が日常的に協力し、一人ひとりの児童が抱える問題の早期解決を目指します。

3 社会的養護の施設等への措置

(1) 措置児童数

児童数(令和4年3月末現在)		41
施設等内訳	児童養護施設	23
	乳児院	2
	里親、ファミリーホーム	8
	その他	8

(2) 措置児童及び施設等への対応

施設等へ訪問し、児童との面会の機会を大切にし、家庭復帰等の計画に沿って対応します。

(3) 里親登録状況

区内の里親は、養育里親11家庭、養子縁組里親19家庭(令和4年3月末現在、両方の登録(2家庭)を含む)です。日常的にフォスタリングチームみなとが里親からの様々な相談に応じるほか、定期的に説明会等を実施します。

4 児童の権利擁護の取組

(1) 児童自身への説明

一時保護や施設入所等に当たり、児童一人ひとりに子どもの権利について説明します。

(2) 児童の意見聴取

ア 児童の意見を代弁する第三者(アドボケイト)が、原則として月1回(令和3年度は年9回実施)児童本人に意見を聴取します。

イ 一時保護所内に意見箱を設置するとともに、子ども会議を毎週開催し、児童の意見を聴取します。

(3) 第三者評価

一時保護所の運営の質の向上を図るため、第三者評価を年1回実施し、評価結果を公表します。